

別表 3

災害想定作成例

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	災害想定 (被害の具体的事象)	防火防災安全上の目標設定
1 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてもよいものとする。 ・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。	1	建物構造の被害を一部確認。柱：1階ピロティの柱にひびが入り小被害あり。床：現状使用を継続する上での問題なし。	在館か建物外への避難の判断を（ ）分以内に下す。
	2	外壁・窓ガラス・看板の一部が落下し、建物周囲にガラスが散乱する。	散乱物による負傷者を出さない。
	3	1階ロビー天井が落下する。照明器具も落下し破損。ガラス片が飛散し危険な状態となっている。	散乱物による負傷者を出さない。
2 建築設備等被害 ・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。	4	エレベーター最寄階到着後に停止。使用不可。閉じ込め事故が2件、4名が発生した。	閉じ込め者を全員救出する。
	5	1・2階間のエスカレーターが停止する。この時間の利用者はいなかったため負傷者無し	転倒による負傷者を出さない。
	6	空調・換気設備の配管が欠損する。停電も重なり使用不能になる。	冬場のためエアコン復旧を出来るだけ早く行う。ストーブの準備をする。
	7	ボイラ燃料が移動し、停止する。一部重油燃料の漏洩はあったが、着火源はなく火災には至らなかった。	二次災害（火災）の発生防止。
3 避難施設等被害			
4 消防用設備等			
5 収容物等被害			
6 ライフライン等被害			
7 派生的に生じる被害			
8 人的被害			

災害想定に基づく消防計画作成例（予防的対策事項と応急的対策事項）

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	対応行動の具体化	
		応急的対策事項	予防的事項
1 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてもよいものとする。 ・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。	1	応急判定士や建築技術者により、建物の損壊箇所を目視・確認する。	耐震診断、耐震補強工事を行う。
	2	宿泊客や外部者を建物周囲へ近づけない。	立入り禁止措置範囲の事前把握。底の設置検討。
	3	宿泊者を近づけない。破損ガラスの片付け清掃。	天井・器具・機器の固定、振止め取付。
2 建築設備等被害 ・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。	4	非常用インターホンにより負傷者有無の確認と状況説明を行う。消防隊・エレベーター会社への連絡。	エレベーター会社と復旧・救出フローの確認。（誰がどのように行うか）
	5	使用禁止の処置を行う。「停止」表示を行う。	エスカレーター会社と非常時の運用ルールを事前に確認。
	6	配管工の手配と修理を行う。	設計・施工業者に配管の耐震性を確認。
	7	燃料の回収作業を行う。	可燃物や不要物を納置しない。防火区画の機能確認。
3 避難施設等被害			
4 消防用設備等			
5 収容物等被害			
6 ライフライン等被害			
7 派生的に生じる被害			
8 人的被害			